

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 7 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

地域外来・検査センターにおける歯科医師による PCR 検査（検体採取）について
（続報）

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありました。
こちらは先般（令和 2 年 4 月 27 日付）、ご案内の「歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施」に対する続報となります。

また、歯科医師による PCR 検査は歯科医院で実施できるものではありませんので、その旨の案内ポスターを参考に添付いたします。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「地域外来・検査センターにおける歯科医師による PCR 検査（検体採取）について（続報）」

令和 2 年 5 月 7 日付・メール送信 日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

【別添：参考ポスター（歯科医院用）】（※Word 版も添付致します。）

都道府県歯科医師会 御中

平素より大変お世話になっております。

別添の「地域外来・検査センターにおける歯科医師による PCR 検査（検体採取）について（続報）」の事務連絡を発出いたしますので、
ご確認のうえ会員への周知をお願いいたします。

公益社団法人日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 7 日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

地域外来・検査センターにおける歯科医師による
PCR 検査（検体採取）について（続報）

日頃より、本会にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

標記については、4 月 27 日の本会発出文書「歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施について」でお知らせしたところです。

歯科医療機関で PCR 検査を実施するなど、誤解を生じさせる報道があったため、同日中に都道府県歯科医師会へ連絡し、誤解が無いよう国民向け HP やメディアにも発信しました。

すでに多くの都道府県において、地域医師会等により標記センターが設置される動きがありますので、本件について改めて下記のとおり整理し、4 月 27 日の続報としてお伝えいたします。

歯科医療機関で PCR 検査（検体採取）が行えないことをふくめ、会員各位への周知について、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 本件については、PCR 検査の実施体制の強化が喫緊の課題となっていることから、口腔領域に知見を有する歯科医師の参加について、国からの強くかつ緊急な要請があったものです。そのうえで、歯科医師による PCR 検査のための検体採取については、現行の医師法の解釈との関係について整理が必要とのことから、急遽 4 月 26 日夜に開かれた、厚生労働省「PCR 検査に係る人材育成に関する懇談会」において議論され、時限的・特例的に歯科医師による検体採取を認めることが了承されたものです。

2. この「時限的・特例的」とは、地域医師会等により設置される「地域外来・検査センター」において、なおかつ検査にあたる医師、看護師、臨床検査技師の人材確保が困難な場合を意味します。
3. なお、同センターは、地域医師会等により運営されることから、歯科医師の協力にあたっては、地域行政・医師会・歯科医師会等による協議の場が持たれます。当面は、医師、看護師、臨床検査技師の確保ができていれば、直ちに歯科医師がシフトに加わることはありませんが、この点は協議の場でご確認ください。
4. また、同センターでの検査体制については地域ごとに違いがあり、ドライブスルー方式あるいはウォークスルー方式の採用や、時間帯についても、夕方2～3時間程度の業務に止まるところもあることから、防護衣等の確保や報酬面などと併せ、地域ごとに確認が必要です。
5. また、すでにご承知の通り、歯科医師が検体採取を行うためには、事前に必要な研修を受講することが条件となります。厚生労働省の下で教材が作製（5月20日ごろ完成予定）され、本会はそれができ上り次第、本会Eシステムでの提供、受講者の登録、受講の確認などにあたる予定です。
6. 加えて、本会から厚生労働省に対して、歯科医師が安心して業務に取り組めるような環境を整備することを求めています。

※4月27日 日本会発出文書及び厚労省事務連絡、「地域外来・検査センター運営マニュアル」（4月28日）、日歯 NEWS LETTER 第6号、近日中に厚労省発出予定のQ&A等をご参照ください。

歯科医院で PCR検査は出来ません

PCR検査センター等の特定の場所において
歯科医師も検査が出来ると言う事で
歯科医院で検査ができるということではありません

37.5 度以上の熱が有る方
強いだるさや息苦しさが有る方
味覚・嗅覚に異常がある方

は新型コロナ受診相談窓口での対応をお願いします

－ 新型コロナ受診相談窓口 －

平日 9 時～ 17 時 最寄りの保健所

(○○保健所 - -)

平日 17 時～翌 9 時・土日祝終日 03 - 5320 - 4592

○○○○歯科医師会